

「石田市長と

神栖わんにゃんレスキューOHANAとの

まちづくり懇談会」

## 会議録

日 時：令和4年1月16日（日）

午前10時30分から

場 所：中央公民館 会議室2

## ご意見・ご要望の一覧

項 目	ページ
「神栖市動物の愛護及び管理に関する条例」ができたが、市としてできていること、できていないことなど、現状はどうなのか？	1、2
ボランティア、または市民が市へ協力できることはあるのか？	3
市で困っていることは？	4
市のペット人口とブリーダーの数は把握しているのかどうか	5
譲渡会について	6
地域猫活動のモデル地区について	7
猫に餌やりをする方のモラル・マナーについて	8、9
どのようにして地域猫活動を市で把握しているのか	10
動物に関する市の窓口について	11
犬の住民票について	12
子どもたちへの啓蒙について	13

## 石田市長と語ろう！まちづくり懇談会

内容は要約・補足しております。また、正式な用語に一部変更しておりますので、ご了承ください。

**【意見等の要旨 1】「神栖市動物の愛護及び管理に関する条例」**  
**ができたが、市としてできていること、できていないことなど、現**  
**状はどうなのか？**

**【回答】回答者：市長**

現在、神栖市は非常に好ましくない状況です。

茨城県動物指導センターの市町村別収容頭数の当市の県内順位につきましても、犬猫合計では1位と記憶しております。また、飼い主のいない犬や猫による被害や、ペットの飼い方のマナーが悪い等の問合せも多数寄せられております。市としては何としてもこの状況を改善してまいりたいという思いから条例を制定し、啓発等を行っているところでございます。

今のこの状況をいかにして改善していくかについて議論を進めていくと、最終的には動物愛護センターのような形を目標に据えながら進めていくことが大事だと思っております。

改善に向けて、ボランティアの皆さんとも連携しながら、いろいろ企画を練りつつスピード感を持って進めてまいりたいと思っております。

(補足)

**【出来ていること】**

- ・ しつけ方講演会 2 回（どちらも保健・福祉会館新館 2 階研修室）
- ・ しつけ方教室 1 回（神栖中央公園多目的広場）

10 組計 21 名が参加

- ・ インターネットを利用した譲渡

申請数：犬 4 件、猫 11 件

譲渡成立数：犬 3 件、猫 4 件

※講演会と教室は令和 3 年度はコロナの状況から実施が困難な見通しです。

**【出来ていないこと】**

- ・ マナーに関し親子を対象とした教育や啓発

**【 その後の対応 】**

当日の回答のとおり。

**【意見等の要旨 2】 ボランティア、または市民が市へ協力できることはあるのか？**

**【回答】 生活環境部長**

現在、当市では飼い主のいない犬・猫が多く生息している状況です。

飼い主のいない犬については捕獲箱の設置や茨城県動物指導センターでの巡回などにより対応を行っておりますが、無責任な餌やりが多く、捕獲箱での保護も難しくなっております。

猫につきましては、動物指導センターによる保護が困難であるため、対応に苦慮しているところでございます。そのため、ボランティアの方々などに保護や譲渡にご協力いただくことが重要だと考えております。

また、茨城県が事業の推進を図っている地域猫活動や、令和3年度より実施している飼い主のいない猫の不妊去勢手術補助金を活用して、市民の方に手術をしていただくのも対策の一つと考えております。

ボランティアの皆様がどのような事にご協力頂けるのか、今後の参考にさせていただきたいと考えておりますので、ご提案がございましたら担当の環境課に相談いただければと思います。

**【その後の対応】**

当日の回答のとおり。

### **【 意見等の要旨 3 】 市で困ってることは？**

#### **【回答】 生活環境部長**

市民の方々より、毎年、飼い主のいない猫に関しては40件ほど、犬に関しても60件ほどの苦情・問い合わせがございます。

放し飼いや無責任な餌やり、飼い方のマナーの問題などが主なものです。

例えば、親子でマナー教室を開くなど、モラルの問題への対策をおこないたいと考えております。

#### **【 その後の対応 】**

当日の回答のとおり。

**【意見等の要旨 4】市のペット人口とブリーダーの数は把握しているかどうか**

**【回答】生活環境部長**

ブリーダーについては茨城県が登録等を受け付けておりますので、市内でのブリーダー数を茨城県に問い合わせたところ、第1種動物取扱業（※1）としての登録となるため、ブリーダーのみに絞った数はわからないとのことですが、事業者登録されている数は市内52事業所とのことでした。

また、市内のペット人口に関しましては、犬については、約6,000頭の登録がありますことから、多頭飼っている方も考慮いたしますと、概ね5,000人くらいがペット人口なのではないかという認識であります。

猫などの他の動物に関しましては、予防接種などの登録制度自体がございませんので、ペット人口を把握できていない状況です。

- ※1 第1種動物取扱業とは販売や保管、展示等が該当する。  
(例：ブリーダー、ペットショップ、ペットホテル等)

**【その後の対応】**

当日の回答のとおり。

## 【意見等の要旨 5】譲渡会について

譲渡会を市でやっているということだが、これまでおこなった回数と場所を伺いたい。

### 【回答】市長、生活環境部長

譲渡会の実施回数につきましては、資料が手元にございませんで、後程回答させていただきます。

譲渡会の場所につきましては、市役所で行ってまいりました。

令和2年度からはコロナ禍の影響で人を集めての譲渡会は実施できておりませんが、令和3年度から、譲渡に関する特設のホームページを開設いたしました。その中で、ネットでの譲渡会という形で現在はおこなっております。

譲渡会の在り方につきましては、もう少し結果が出せるような譲渡会ができないか、広報も含めて、本日を機会に再度検討いたします。

### 【その後の対応】

(譲渡会実施回数) 計3回

平成29年度：平成30年2月25日(日) 猫1頭 譲渡

平成30年度：平成31年2月17日(日) 犬2頭 譲渡

令和元年度：令和元年11月17日(日) 犬5頭・猫1頭 譲渡

その他当日の回答のとおり。

## 【意見等の要旨 6】地域猫活動のモデル地区について

市内での地域猫活動のモデル地区というのはどこなのか伺いたい。また、モデル地区というのは野良猫をTNRし、餌をやる人がいて、その地区で特定の猫の面倒を見ている地区という認識でよいか。

## 【回答】生活環境部長

モデル地区の認識についてはご認識のとおりです。

地域猫活動のモデル地区については、令和2年度は息栖地区の1件、令和3年度は土合本町3丁目、日川、柳川、息栖の4件となっています。

活動状況につきましては、

令和2年度：息栖（4頭）

令和3年度：土合本町3丁目（20頭）日川（20頭）

柳川（20頭）息栖（15頭）

となっています。

なお、令和2年度は実績頭数となりますが、令和3年度は申請頭数であり、実績頭数が確定するのは年度末となります。

## 【その後の対応】

当日の回答のとおり。

## 【意見等の要旨 7】猫に餌やりをする方のモラル・マナーについて

日常的に餌やりをしたり家に入れていたりするなど、周囲から見ると飼い猫にみえるような状況でも、住民が飼い猫として認めない場合がある。そういった野良猫ではないが、一方で地域猫活動にもなじまない状態の猫に対して、ボランティアで去勢・避妊手術行うことがある。しかし当然ボランティアの費用負担にも限界があるので、市で何かシステムをつくっていただきたい。

### 【回答】生活環境部長、総務部長

まず、犬猫に関するマナー、モラルの問題をそういった方には理解していただく必要があると考えています。今後、市の体制も整えながら、ボランティアの方々と協力して、そういった方への説明や、場合によっては注意をしながら進めていきたいと考えております。

去勢・避妊手術を行うためのシステムについてですが、財政上の問題が避けられないことについてはご理解ください。但し、市としてもできる限りのことはしたいと考えておりますので、ボランティアの方々からも何か案があれば是非教えていただければと思います。

なお、現在行っている去勢・避妊手術に関する神栖市独自の取組について改めて紹介させていただきますと、飼われているものに限定されてはおりますが、令和2年度から頭数制限をなくし、制度を拡充しております。神栖市としても問題を大きく捉えての独自の取組となっておりますので、ご理解いただきたいです。

また、飼い主のいない猫の避妊・去勢手術の補助金についても、令和3年度から制度を開始しております。この部分もほかの市より予算を大きく確保している点になりますので、どうかご理解いただきたいです。

**【 その後の対応 】**

当日の回答のとおり。

**【 意見等の要旨 8 】** どのようにして地域猫活動を市で把握しているのか

**【回答】** 生活環境部長

地域猫活動については県の所管にはなるものの、市で事業計画書とともに申請を受け付け、活動の認定を行っております。また、実際に、避妊・去勢手術のみに有効な金券である手術券の受け渡しも市が担っております。

**【 その後の対応 】**

当日の回答のとおり。

## 【意見等の要旨 9】動物に関する市の窓口について

動物に関する問題で市に電話をすることがあるが、県の担当ということで、県の動物指導センターへ連絡してくださいとお願いされることがとても多い。

しかし、動物指導センターではすぐに動けない場合が多々あるため、なんとか神栖市で受け付けられるような形にしていだけないか。

## 【回答】市長

県動物指導センターは県全体を所管しているので、対応速度には限界があると思われれます。また、所管が県となっている動物の問題については、市としても、どうしてもセンターにつながなければならないという点につきましてはご理解ください。

しかし、当然すべてを県へお願いするというものではありませんので、市の担当者に是非相談をしてみてください。市でできることに関しては積極的にやりたいと考えておりますので、どうぞ遠慮なく申しつけていただきたいと思います。

市民の皆さんからの苦情に迅速に応え、動物の問題を少しでも良くしていくためには、センターにすべて任せるのではなく、まず基礎自治体である神栖市で状況を作らなければならないと考えております。そういった背景もあり、将来的には神栖市に動物愛護センターの設立を目指してまいりたいと考えています。

本日こうして色々な声を伺ったうえでスタートラインに立っています。いろいろな手立てを考えながら状況づくりをしてまいりたいと考えています。

## 【その後の対応】

当日の回答のとおり。

**【 意見等の要旨 10 】 犬の住民票について**

犬の住民票制度の目的や必要性について考えをお聞きしたい。

**【回答】 生活環境部長**

費用が多くはかからない事業になりますので、犬の登録や予防接種の受診について市民の皆さんに決まりを守っていただきたいというPR活動の一環として、費用対効果を検討したうえで有効と考え、実施しております。

**【 その後の対応 】**

当日の回答のとおり。

### **【意見等の要旨 11】子どもたちへの啓蒙について**

子どもたちに動物を大切にすることの意識づけを行うことは、間接的にその親に対しての啓蒙の一つになると考えています。

例えば、小学校の授業の中にそういった内容を組み込むことはできないでしょうか。

### **【回答】市長**

全くその通りだと考えています。人に対しても動物に対しても、優しい気持ちを持っていくことの醸成というのが大事だと思います。教育長は残念ながら本日この場におりませんが、このことを必ず伝えてまいります。

なお、親子に対する教育は今年度から計画しようということで進めていた状況です。今後予定が決まれば、皆様に周知しながら進めていきたいと考えています。また、ご意見いただきましたとおり、学校の中で子どもたちに教育を行うというのも選択肢のひとつと考え、関係機関と相談しながら進めてまいりたいと考えております。

### **【その後の対応】**

当日の回答のとおり。